

令和 8 年度

**第 2 2 期第 9 回内水面漁場管理委員会
議事録**

**令和 8 年 4 月 2 1 日
三重県内水面漁場管理委員会**

日時 令和8年4月21日(火) 午前10時から10時49分まで

場所 内水面漁場管理委員会委員室

議題

- 1 議案1 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について
(大内山川漁業協同組合)
- 2 議案2 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について
(雲出川漁業協同組合)
- 3 その他
 - (1) 「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」の検討について
 - (2) 次回の委員会日程等について

出席委員

大瀬 公 司	勝木 祥文	垣 外 昇	中 本 恵 二	井 上 亜 貴
西 根 麻 里	金 岩 稔	大 野 研	三 谷 伸 也	栗 田 潤

欠席委員

なし

事務局

事務局長	小 林 智 彦
主査	林 茂 幸
主査	葛 西 学

行政

漁政課

(漁業調整班)

班長	山 本 祥 輝
主幹兼係長	中 西 健 五
主任	稲 葉 駿

傍聴者

なし

計 16 名

○大瀬会長

ただいまから第 22 期第 9 回三重県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は、委員総数 10 名中、全員出席ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として、井上委員、栗田委員にお願いします。

本日傍聴人はお見えになりません。

発言にあたっては、議長に発言を求めているいただき、議長の指名を受けてからご発言いただくようお願いいたします。

それでは、議案 1 「第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

1－1 ページをご覧ください。

議案 1 につきましては、令和 8 年 4 月 6 日付け、農林水第 19-2007 号で三重県知事から諮問書が提出されています。

内容は、知事に対し大内山川漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請がありましたので漁業法第 170 条第 4 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については、漁政課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

それでは、漁政課から説明をお願いします。

○漁政課（中西主幹兼係長）

1－1 ページをご覧ください。大内山川漁業協同組合から共同漁業権に係る遊漁規則の変更認可申請がありましたので、漁業法第 170 条第 4 項の規定に基づき、こちらの申請について委員会に意見を求めます。

1－2 ページをご覧ください。こちらに今回の変更の概要をまとめています。変更の 1 点目は、遊漁料の改定です。遊漁者が中学生以下及び 18 歳以下の高校生の場合、遊漁料を無料に改定します。また、身体障がい者手帳の交付を受けている者のうち「肢体不自由」に該当する場合、等級に関わらず半額に改定します。理由は遊漁者の確保のため、遊漁料の改定を行うものです。変更の 2 点目は漁具、漁法の追加になります。あゆ遊漁券において、「竿釣り（ルアーのみ）」を追加します。遊漁料は年券が 8,000 円、日券が 2,000 円となります。なお、期間は、第 4 条に規定する期間になります。例えばあゆであれば 5 月 11 日から 12 月 31 日までの期間内で組合が定めて公表する期間内となります。変更の理由は、遊漁者の確保のためです。変更の 3 点目は字句の統一になります。「模擬おとり」を「ルアー」に統一します。理由は遊漁者にわかりやすくするためです。変更の 4 点目は、遊漁料の納付場所の名称変更になります。「鮎・アマゴ米倉フィッシャーメンズベース」を「おとりや米倉」に変更します。理由は、遊漁料の納付場所に名称変更があったためです。

審議のポイントは、「遊漁を不当に制限するものではないか」と「遊漁料が種苗放流や見回りなどに係る費用に比べて妥当であるか」になります。また、審議の参考にさせていただきたく、関係法令の抜粋も示していますのであわせてご覧ください。

1－3 ページをご覧ください。こちらは遊漁規則変更認可申請書になっています。

1－4 ページをご覧ください。漁業協同組合から提出されました変更理由書になります。

1－5 ページ及び1－6 ページをご覧ください。新旧対照表です。下線部が変更箇所です。なお、大内山川漁業協同組合から行使規則の変更認可申請がありましたが、変更点は字句の統一になります。「模擬おとり」を「ルアー」に統一するものです。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○大瀬会長

ありがとうございました。それでは、ただいま説明のありました議案1についてご審議をお願いします。

何かご意見はございませんか。

○勝木会長職務代理者

1－2 ページの1（1）で遊漁者が中学生以下及び18歳以下の高校生の場合となっていますが、18歳以下で高校生でない一般の方の場合は、対象外となるわけですね。

○漁政課（中西主幹兼係長）

今回の改正は、これまで小学生以下が無料であったものを、中学生以下及び18歳以下の高校生に対象を拡げるものになります。この文言からすると18歳以下でも社会人は、無料の対象外になると思われます。

○勝木会長職務代理者

はい。わかりました。

○金岩委員

他県では、遊漁規則のひな型的フォーマットを県内で統一されていて、遊漁者からするとわかりやすいのかなと思います。過去に一度あったと聞いていますが、もう一度見直してみるのも良いのではないのかなと、先ほどの年齢制限の書き方や「ルアー」という言葉を使うのか使わないのかなど、漁協のこだわりのある文案を除き統一フォーマットにしていけたら良いのかなと思います。

また、他県では県のホームページで遊漁規則を公開しているところがあります。遊漁規則を一元的に把握しているのは県だと思いますので、このような改定があれば速やかに遊漁者に周知することもできますので三重県でもご検討いただければと思います。

○漁政課（中西主幹兼係長）

現在、遊漁規則の基本的なフォーマットは示されていますが、その中身について、ある程度統一を図った方が遊漁者にとってはわかりやすいものもあると思います。今回の改正

の模擬おとりをルアーに直すというのはその一例であると思っています。統一的な表現ができるように、また漁協の独自の文言も残せるようなかたちでバランス良く遊漁規則の変更等を行っていくことができたかと考えています。

○漁政課（山本班長）

漁協とも相談をさせていただきながら、検討していきたいと思います。

○大瀬会長

ほかにご意見はありませんか。ないようでしたら、議案１につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

○委員

（異議なし）

○大瀬会長

全員異議がないようですので、議案１については、適切であると認め、その旨答申いたします。

続きまして、議案２「第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について」を審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料２の２－１ページをご覧ください。

議案２につきましては、令和８年４月６日付け、農林水第１９-２００８号で三重県知事から諮問書が提出されています。

内容は、知事に対し雲出川漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請がありましたので、漁業法第１７０条第４項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については、漁政課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

それでは、漁政課から説明をお願いします。

○漁政課（中西主幹兼係長）

２－１ページをご覧ください。雲出川漁業協同組合から共同漁業権に係る遊漁規則の変更認可申請がありましたので、漁業法第１７０条第４項の規定に基づき、こちらの申請について委員会に意見を求めるものです。

２－２ページをご覧ください。こちらに変更の概要をまとめています。１点目は、漁具・漁法の制限の一部削除になります。「小野江頭首工堰堤上の投網・張り切り網の漁は年間禁止する。」を削除します。理由は小野江頭首工が撤去されたためです。２点目は、禁止区域

の削除になります。「あゆるア一釣禁止区域」を削除します。理由は、遊漁者の確保のためです。3点目は、漁具・漁法の一部追加になります。あゆ遊漁券において、「竿釣り（ルアー釣りのみ）」を追加します。遊漁料は年券が7,000円、日券が2,000円になります。理由は遊漁者の確保のためです。4点目は、文言の追加及び削除になります。審議のポイントは、「遊漁を不当に制限するものではないか」と「遊漁料が種苗放流や見回りなどに係る費用に比べて妥当であるか」になります。

2－3ページをご覧ください。遊漁規則の変更認可申請書になります。

2－4ページをご覧ください。雲出川漁業協同組合から提出された『遊漁規則』変更理由書になります。

2－5ページから2－8ページまでが新旧対照表になります。下線部が変更箇所になります。なお、雲出川漁業協同組合から行使規則の変更認可申請が提出されていますが、遊漁規則の変更点と同様「小野江頭首工堰堤上の投網・張り切り網の漁は年間禁止する。」の削除。そして、「あゆるア一釣禁止区域」の削除になっています。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○大瀬会長

それでは、ただいまの説明のありました議案2について、ご審議をお願いします。
なにかご意見はございませんか。

○勝木会長職務代理者

ルアー釣禁止区域をなくして、全川でルアーでもやれるということなののでしょうか。

○漁政課（中西主幹兼係長）

遊漁規則及び行使規則共にルアーの禁止を削除していますので、上流、中流、下流すべての河川において可能になります。

○勝木会長職務代理者

わかりました。

○大瀬会長

ほかにご意見はございませんか。

ないようでしたら、議案2につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

○委員

（異議なし）

○大瀬会長

全員異議がないようですので、議案2については、適切であると認め、その旨答申いたします。

続きまして、その他（1）「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」

の検討について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

漁業法の規定による水産資源の維持増大を促進するため、増殖すべき目標量の算定方法等を整理し、「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」を平成 23 年に三重県内水面漁場管理委員会が定めています。以降何度か改正を行ってきましたが、更なる見直しが必要であることを委員会も課題として認識しているところです。

つきましては、今後改正に向けて、本委員会で議論していくのか、あるいは小委員会を開催して議論したうえで本委員会において審議していくのかなど、検討を進めていく方法を本日の委員会で確認をさせていただきたいと思います。

過去の小委員会の開催例としては、平成 15 年度に、それまで放流実績をもとに設定していた目標増殖量を免許切替えにあわせ、漁協の財源規模に応じた基本的な算定方法を定めました。

平成 22 年度には、増殖調整係数の導入等、算定方法を整理し、先ほどの取扱方針を定めました。更には、令和 6 年度に種苗放流以外の増殖措置の評価にあまごの卵放流を新たに放流実績に加える検討を行いました。

一方、令和 3 年度に増殖調整係数の細分化等について、比較的大きな改正でありましたが、小委員会ではなく本委員会において何度か協議を重ねて改正を行っています。

もし、小委員会で検討する場合は、委員会運営規程第 9 条の規定により、委員会の議案として上程する必要があるため、本日その他事項としてあげさせていただきました。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

ただいま説明のありましたとおり、「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」の改正に向けて、小委員会の設置という意見も聞いていましたが、どのように検討していくのかを本日、委員会としての方向性を確認したいと思いますので、皆さまのご意見をお聞かせいただきたいと思います。

○金岩委員

これまで一部の漁協からも意見があったとおり、現在のあゆの目標増殖量の決定方法において、漁協の経済状況の取入れ方に不満があるのは事実だと思います。それを解消するような上手い方法が作れるのかどうかはわかりませんが、やはりたたき台的なものを作るという意味でも小委員会で、検討していくのが良いと思います。

○勝木会長職務代理者

この 2～3 年名張川漁協の目標増殖量が非常に厳しい状況で、これまで委員会で特殊な事情とご理解をいただき、見直していただきましたが、それでも現状は、厳しいという話も出ております。やはり小委員会を立ち上げて、検討していくというのは賛成です。

○三谷委員

小委員会を立ち上げるのは賛成ですが、検討する内容は、どのようなことを想定されていますか。

○事務局（小林事務局長）

従来から漁場面積が課題になっていますので、県庁のデジタル改革推進課が保有する地図を利用して、漁場面積を算出できないかと考えていて、それらを検討していけたらと思っています。

○三谷委員

方針をたてても予算の都合でだめとか、いろいろ出てくると思いますがとりあえず方針を決めて、このようにしたら適正な目標増殖量になるのではないかとこのところを小委員会で検討して、この本委員会で揉むというような構図でよろしいのでしょうか。

○事務局（小林事務局長）

そうなってくるかなと思います。

○大瀬会長

ほかにございませんか。なければ「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」の検討について」は、小委員会を設置して、協議していくこととしますので、次回委員会の議事として、小委員会設置と構成委員について審議します。なお、構成委員については、委員会運営規程で会長である私が指名することになっていますので、後日候補の委員の方には、事務局を通じて連絡させていただきます。

続きまして、その他（２）「次回の委員会日程等について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

次回の内水面漁場管理委員会は、6月中旬に予定しています。時間は、午前10時から場所は内水面漁場管理委員会委員室です。議題としては、「コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示について」、「小委員会の設置及び構成委員の選出について」等を予定しています。

本日は、全員が対面でお集まりいただいていますので、この場でご都合を伺いたいと思います。

○大瀬会長

それでは、次回は、全員ご参加いただける日として、6月12日（金）10時からの開催とさせていただきます。今年度もよろしくお願いします。

本日の議案審議は、終了しました。これをもって、委員会を閉会します。